

## 審議会会議録

会議名称	令和3年度第1回伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会		
議 題	報告事項 (1) 令和2年度の情報公開等制度の運用状況について (2) 令和2年度の防犯カメラ等の運用状況等について (3) 行政不服審査法による審査請求について その他		
開催日時	令和3年10月4日（月） 13時30分～14時10分		
場 所	伊達市役所2階会議室A		
出席者	出席委員 5名、事務局 5名		
	所管部課名	総務部職員法制課	
公開 非公開 の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	傍聴者の人数	0人
	<input type="checkbox"/> 非公開	非公開の理由	
<p><b>【会議の概要】</b></p> <p>1 開 会（職員法制課長）</p> <p>2 あいさつ（総務部長）</p> <p>3 委嘱状交付（机上交付）</p> <p>4 審議事項（議長：総務部長）</p> <p>(1) 会長の選出</p> <p>(2) 副会長の選出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の互選により、それぞれ前任者である渡邊委員を会長に、鈴木委員を副会長に選出した。</li> <li>・以降、会長による議事進行</li> </ul> <p>5 会長あいさつ</p> <p>6 報告事項</p> <p>(1) 令和2年度の情報公開等制度の運用状況について</p> <p>(2) 令和2年度の防犯カメラ等の運用状況等について</p> <p>(3) 行政不服審査法による審査請求について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別添「報告事項資料」に基づき、事務局より説明</li> </ul> <p><b>【質疑・意見交換】</b></p> <p>[委員] 防犯カメラの情報提供を行った結果、どのようなプラス効果等があったかについての報告は警察などからもらっているか。</p> <p>[事務局] 警察へは刑事訴訟法に基づく情報提供であり、その結果、検挙に繋がったのか、結局は解決に至らなかったのか、統計を取る目的であれば何うことは可能だが、そこまで</p>			

には至っていない。ただ、特に大滝三階滝公園の駐車場で車内の盗難事故が発生していたが、設置後、盗難事故がないとの情報提供は受けているため、このような犯罪の抑止力はあると考えている。

[委員] 防犯カメラの設置要望は聞いていないか。

[事務局] 直接については担当部署とのやり取りとなっており、設置の増台の要望について事務局は把握していないが、警察の防犯の協議会に市職員がメンバーとなっており、その中で要望等があれば考えていく。

## 7 その他

・事務局からデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律について、別添「情報提供資料」に基づき、概要の説明をした。

[委員] マイナンバーカードの利便性の向上及び活用拡大の観点から、例えば印鑑証明をマイナンバーカードに組込むことは可能か。

[事務局] 担当課と協議をし、検討していく。

[委員] マイナンバーカードの交付率について

[事務局] 9月19日現在34.45%となっているが、先週末に市内スーパーで行ったマイナンバーカードの受付で250人ほど申込みがあったため、この数字よりもう少し交付率は上がっている。

[委員] マイナンバーカードの将来的な活用方法について考えているか。

[事務局] 国から将来的にこのように実施する予定という資料提供はあるが、また実施されていないため、実施されれば伊達市も追って進めていきたい。

## 8 閉 会

# 伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会

日 時 令和3年10月4日(月)午後1時30分～  
会 場 市役所本庁舎2階会議室A

1 開 会

2 あいさつ（総務部長）

3 委嘱状交付

4 審議事項

- (1) 会長の選出
- (2) 副会長の選出

5 あいさつ（会長）

6 報告事項

- (1) 令和2年度の情報公開等制度の運用状況について
- (2) 令和2年度の防犯カメラ等の運用状況等について
- (3) 行政不服審査法による審査請求について

7 その他

8 閉 会

伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会

## 報告事項資料

令和3年10月4日

## 目次

### 1 令和2年度の情報公開等制度の運用状況について（P 1）

- (1) 伊達市情報公開制度の運用状況について
- (2) 伊達市個人情報保護制度の運用状況について

### 2 令和2年度の防犯カメラ等の運用状況等について（P 2～3）

- (1) 防犯カメラ、街頭防犯カメラ及びドライブレコーダーの運用状況について
- (2) 防犯カメラ、街頭防犯カメラ及びドライブレコーダーの設置状況について

### 3 行政不服審査法による審査請求について（P 3）

（参考）伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会のあらまし（P 4～7）

# 1 令和2年度の情報公開等制度の運用状況について

## (1) 伊達市情報公開制度の運用状況について

### ① 年度別開示状況（平成18年度～令和2年度 15年間）

（単位：件）

区分 \ 年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	合計
全部開示	10	5	8	5	8	3	1	4	1	4	5	1	2	5	0	62
一部開示	3	0	0	0	0	2	1	0	1	0	0	3	4	4	7	25
不 存 在	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
非 開 示	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
計	13	5	8	5	8	5	2	4	2	4	5	4	7	9	8	89

### ② 令和2年度開示請求等状況

請求件名	請求／決定年月日	決定内容	請求者
建築確認概要書及び建築確認記載事項証明書	請求 R2.5.14 決定 R2.5.18	一部開示	道外住民
令和元年度に実施した介護保険法に基づく実地指導に関する記録文書及び送付文書	請求 R2.7.27 決定 R2.8.3	一部開示	市内住民
伊達市全域の地番図データ	請求 R2.8.27 決定 R2.9.3	一部開示	道内住民
令和元年度に実施した介護保険法に基づく実地指導後に送付された通知、質疑応答記録、令和2年度の実地指導予定	請求 R2.9.23 決定 R2.10.1	一部開示	市内住民
令和2年度に実施した介護保険法に基づく実地指導に関する事業所の提出資料及び実施結果に関する資料	請求 R2.11.2 決定 R2.11.9	一部開示	市内住民
土地・家屋の登記情報	請求 R2.11.25 決定 R2.12.4	一部開示	道外住民
都市計画システムの地番図、字界及び家屋図データ	請求 R2.11.25 決定 R2.12.4	一部開示	道外住民
自治会長の氏名、住所及び電話番号	請求 R3.2.3 決定 R3.2.5	非開示	道外住民

## (2) 伊達市個人情報保護制度の運用状況について

### ① 令和2年度開示請求等状況

請求件名	請求／決定年月日	決定内容	請求者
請求者が行った市子育て支援課への相談記録	請求 R2.12.21 決定 R2.12.21	全部開示	市内住民

## 2 令和2年度の防犯カメラ等の運用状況等について

### (1) 防犯カメラ、街頭防犯カメラ及びドライブレコーダーの運用状況について

5施設「総合公園だて歴史の杜」、「伊達市市民活動センター」、「伊達市放課後児童クラブ」、「市道胆振長輪線」及び「市道伊達紋別天望線自由通路」の防犯カメラ、街頭防犯カメラ並びに市公用車に搭載しておりますドライブレコーダーにつきまして、令和2年度の個人情報（画像等）の目的外利用及び提供の状況を、次のとおり報告いたします。

#### ① 画像等の目的外利用の状況

該当ありませんでした。

#### ② 画像等の提供状況

次のとおり提供いたしました。

録画媒体の別		提供年月日	提供先	提供目的		提供方法、画像等
防犯カメラ	総合公園だて歴史の杜	令和2年5月8日	伊達警察署	事件捜査のため		令和2年5月8日午前9時～同日午前11時の録画データ（DVDへ複写し、提供）
				根拠条項	要綱第6条第1号※1	
	総合公園だて歴史の杜	令和2年11月5日	室蘭警察署	事件捜査のため		令和2年10月18日午後1時～同日午後2時30分の録画データ（DVDへ複写し、提供）
				根拠条項	要綱第6条第1号※1	
伊達紋別天望線自由通路	令和3年2月10日	伊達警察署	事件捜査のため		令和3年2月10日午前5時～同日午前7時の録画データ（閲覧）	
			根拠条項	要綱第6条第1号※1		
伊達紋別天望線自由通路	令和2年4月24日	伊達警察署	事件捜査のため		令和2年4月24日午前7時30分～同日午後6時の録画データ（SDカード貸与）	
			根拠条項	要綱第6条第1号※2		
街頭防犯カメラ	該当なし					
ドライブレコーダー	令和2年5月29日	伊達警察署	公用車の事故発生状況の確認のため		令和2年5月29日事故発生時の録画データ（SDカード貸与）	
			根拠条項	条例第9条第1項第6号※3		
ドライブレコーダー	令和2年6月2日	公益社団法人全国市有物件災害共済会北海道地区事務局	公用車の事故原因究明のため		令和2年5月29日事故発生時の録画データ（DVDへ複写し、提供）	
			根拠条項	条例第9条第1項第6号※3		

- ※1 「総合公園だて歴史の杜防犯カメラの管理及び運用に関する要綱」第6条第1号  
：公園及び地域の安全を脅かすような事態が生じた場合で、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項の規定に基づき、捜査機関から犯罪捜査目的で文書により提供を求められたとき。
- ※2 「伊達紋別天望線自由通路防犯カメラの管理及び運用に関する要綱」第6条第1号  
：自由通路及び地域の安全を脅かすような事態が生じた場合で、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項の規定に基づき、捜査機関から犯罪捜査目的で文書により提供を求められたとき。
- ※3 「伊達市公用車ドライブレコーダーの管理及び運用に関する要綱」第6条第1項に基づく「伊達市個人情報保護条例」第9条第1項第6号  
：前各号に掲げるもののほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

## (2) 防犯カメラ、街頭防犯カメラ及びドライブレコーダーの設置状況について

昨今の社会情勢や、犯罪及び事故の未然防止並びに発生時の迅速な対応等公益上の必要性から新たに防犯カメラを設置した際には、本審査会に報告しておりますが、令和2年度に新たに防犯カメラを設置した施設はありませんでした。

なお、本審査会において令和2年2月19日付で適当であると答申いただいた、公用車へのドライブレコーダーの設置につきましては、令和2年度は新たに20台の公用車に設置し、現在約90台の公用車（主に行政事務などで人の移動を目的に使用される一般用途公用車は53台）のうち34台に搭載されております。

また、同じく令和2年2月19日付で適当であると答申いただいた街頭防犯カメラの設置につきましては、令和2年第1回の審査会において報告いたしました5か所に設置しております。

## 3 行政不服審査法による審査請求について

令和2年度の審査請求は、ありませんでした。

なお、不服申立てに係る審査請求があった場合は、審査庁が組織する審理員が審理手続を経て審理員意見書を作成し、審査庁は当該意見書についての諮問を本審査会が受けることとなります。

その場合、本審査会では、その権限により諮問に対する調査審議及び答申をすることとなります。

## (参考) 伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会のあらまし

### 1 審査会のあらまし

「伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会」は、「伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会及び行政不服審査に関する条例」を根拠に設置された市長の附属機関です。

前身は、平成10年に組織された「伊達市情報公開・個人情報保護審査会」ですが、行政不服審査法の規定に基づく第三者機関としての権限を所掌するため、平成28年に改組して、現在の審査会となりました。

本会は、行政不服審査法並びに伊達市情報公開条例及び伊達市個人情報保護条例の規定により、その権限に属せられた事項を処理することとされており、具体的には、後述する「3 審査会の所掌事項」について、協議及び検討をしていただきます。

### 2 審査会の委員

市長によって委嘱された委員5名で構成されています。

伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(任期：令和3年10月1日～令和5年9月30日)

氏名	備考
渡邊 源之	議会推薦
鈴木 啓一	行政精通者
原見 正信	議会推薦
木立 真理	一般公募
的場 重一	行政経験者

### 3 審査会の所掌事項

#### (1) 行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた所掌事項

市長部局等の実施機関が行った処分に不服がある者は、行政不服審査法の規定に基づいて審査請求をすることができます。審査請求があった場合、実施機関は「伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会」に諮問し、その答申を受けて審査請求に対する裁決をします。

##### ① 第43条関係（行政不服審査会等への諮問）

行政庁の処分又は不作為についての審査請求に係る審査庁の諮問に対する答申

##### ② 第74条関係（審査会の調査権限）

諮問案件の審査に関する審査庁等への資料の提出要求、意見陳述要求その他必要な調査

#### (2) 伊達市情報公開条例の規定によりその権限に属させられた所掌事項

##### ① 第14条関係（公文書の開示の決定）

公文書が著しく大量であって、2か月以上開示決定を延長する場合の意見

##### ② 第21条関係（審査請求の取扱い）

開示請求に係る処分又は不作為についての審査請求に係る実施機関の諮問に対する答申

**(3) 伊達市個人情報保護条例の規定によりその権限に属させられた所掌事項**

① 第7条関係（収集の制限）

本人以外から個人情報を収集する場合又は思想、信教等に関する個人情報を収集する場合の意見

② 第9条関係（保有個人情報の利用及び提供の制限）

法令等の規定、本人同意等の場合を除き、公益上の必要性等の理由から、個人情報取扱事務の目的以外に保有個人情報を利用又は実施機関以外の者へ提供する場合の意見

③ 第11条関係（電子計算組織を結合する方法（オンライン）による提供の制限）

公益上の必要性等の理由から、オンラインにより保有個人情報を実施機関以外の者へ提供する場合の意見

④ 第38条関係（審査請求の取扱い）

開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る処分又は不作為についての審査請求に係る実施機関の諮問に対する答申

**(4) 伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会及び行政不服審査に関する条例の規定による所掌事項**

① 第4条関係（所掌事項）

- ・情報の公開及び個人情報保護の運営に関する事項の調査審議
- ・情報公開制度及び個人情報保護制度の在り方に関する意見具申

② 第9条関係（審査会の調査権限等）

諮問案件の審査に関する実施機関等への資料の提出要求、意見陳述要求その他必要な調査

**4 審査会の開催状況**

開催日時	審議事項等
第27回 (R02.10.09)	情報公開等の運用状況について 防犯カメラ等の運用状況等について 行政不服法による審査請求について
第26回 (R02.02.04)	街頭防犯カメラにより個人情報を本人以外から収集することについて ドライブレコーダーにより個人情報を本人以外から収集すること及び当該個人情報を提供することについて
第25回 (R01.10.03)	情報公開等の運用状況について 防犯カメラの運用状況等について 行政不服法による審査請求について
第24回 (H30.10.29)	情報公開等の運用状況について 防犯カメラの運用状況等について 行政不服法による審査請求について
第23回 (H29.10.2)	情報公開等の運用状況について 防犯カメラの運用状況等について 行政不服法による審査請求について

第22回 (H29. 8. 22)	(仮称) 伊達市の債権の管理に関する条例における個人情報の取扱いについて
第21回 (H28. 8. 19)	情報公開等の運用状況について 防犯カメラの運用状況等について 行政不服法による審査請求について 議案書の公開に係る個人情報の取扱いについて
第20回 (H28. 2. 9)	行政不服審査法の改正に伴う審査会の改組について
第19回 (H27. 10. 14)	情報公開等の運用状況について 総合公園だて歴史の杜防犯カメラの運用状況について
第18回 (H26. 11. 12)	情報公開等の運用状況について 防犯カメラ設置により個人情報を本人以外から収集することについて
第17回 (H25. 10. 2)	情報公開等の運用状況について
第16回 (H24. 9. 5)	情報公開等の運用状況について
第15回 (H23. 10. 3)	情報公開等の運用状況について
第14回 (H22. 1. 28)	情報公開等の運用状況について
第13回 (H21. 10. 1)	水道料金等徴収業務の民間委託に伴う個人情報データの提供について
第12回 (H19. 11. 26)	要援護者（ひとり暮らし高齢者等）の支援体制整備に係る個人情報の提供について
第11回 (H19. 10. 2)	水道料金等徴収業務の民間委託に伴う個人情報データの提供について 情報公開等の運用状況について
第10回 (H19. 4. 24)	保有個人情報の外部提供について 情報公開等の運用状況について
第9回 (H17. 10. 3)	情報公開等の運用状況について
第8回 (H17. 6. 3)	保有個人情報（敬老会名簿）の提供について 情報公開等の運用状況について
第7回 (H16. 10. 13)	個人情報保護条例の改正について
第6回 (H16. 10. 8)	個人情報保護条例の改正について

第5回 (H15. 12. 1)	住基台帳カード等の広域利用について 個人情報の共有に係る管理運営について 個人情報保護条例の一部改正について
第4回 (H15. 10. 2)	情報公開等の運用状況について
第3回 (H14. 11. 14)	出資法人等情報公開要綱（案）について 消防地図情報検索処理装置への関係情報の提供について 住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況報告について 情報公開等の運用状況について
第2回 (H12. 11. 21)	個人情報の収集の制限に関することについて 個人情報の利用及び提供の制限に関することについて
第1回 (H11. 8. 23)	情報公開、個人情報保護について

**デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）について**

**1 法律改正の概要**

- ① 個人情報保護制度の見直し（民間、国、地方公共団体の制度の統一化等）
- ② マイナンバーカードの見直し（活用拡大、利便性向上、運営体制強化等）
- ③ 押印・書面交付手続の見直し（押印不要及び書面の電磁的提出）

**2 個人情報保護制度の改正の概要**

(1) 制度の統一運用

現行では、組織ごとに根拠となる法律が異なり、それぞれ運用も異なっていますが、法律の改正により全国的に共通ルールに基づく運用となります。

< 現行 >			< 改正後 >		
組織	根拠法令	所管部署	組織	根拠法令	所管部署
民間	個人情報保護法	個人情報保護委員会	民間	<b>個人情報保護法</b>	<b>個人情報保護委員会</b>
国	行政機関個人情報保護法	総務省	国		
独立行政法人等	独立行政法人等個人情報保護法		独立行政法人等		
<b>地方自治体</b>	<b>(各地方自治体ごとの)個人情報保護条例</b>		<b>各地方公共団体</b>		

(2) 伊達市の対応

本市を含む各地方公共団体は、今まで条例を根拠に制度を運用していますが、法の施行日まで（遅くとも令和5年5月）には、法律に基づく運用に替えなければなりません。＝要条例改正。

特に、本審査会の役割について、国の一元化に伴い、内閣府の組織である「個人情報保護委員会」がその役割を担うことも規定されています。

具体的な制度の内容＝条例の改正内容については、全国的な統一の必要性から、国のガイドラインを待って検討することとなります。

なお、引用条項のずれや字句の訂正等の修正については、6月及び9月に条例改正をしました。

(3) 今後の予定

令和4年春 政令や省令など国の法令の整備

国による「新制度の運用Q&A」や「準備マニュアル」の通知

条例改正の内容検討

令和4年秋 本審査会における条例改正内容審議

議会への条例改正案の提案 → 条例の公布

令和5年春 新制度の施行（デジタル社会形成法及び改正後伊達市個人情報保護条例の施行）

伊達市個人情報保護条例の一部を改正する条例（令和3年条例第16号）の概要

1 改正の趣旨

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「整備法」という。）の公布に伴い、伊達市個人情報保護条例について、所要の条例改正を行うものであります。令和3年第2回伊達市議会定例会において議決を得、令和3年6月28日に令和3年条例第16号として公布済み。

2 改正の内容

「独立行政法人等」の定義規定で引用している「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が整備法によって廃止されるため、所要の規定に改めます。なお、当該定義規定については、引用する「個人情報の保護に関する法律」の施行日にあわせて、次のとおり段階的に定めます。

- (1) 令和3年9月1日から「改正個人情報保護法」の施行日の前まで（第2条関係）  
「独立行政法人通則法」に規定する独立行政法人及び本条例に新設する別表に規定する法人
- (2) 「改正個人情報保護法」の施行日以降（第3条関係）  
「改正個人情報保護法」に規定する独立行政法人等

3 新旧対照表

(1) 伊達市個人情報保護条例（第2条関係）

改 正 案	現 行						
<p>(定義) <b>第2条 略</b> (1)～(6) 略 (7) 事業者 事業を営む法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び別表に掲げる法人</u>をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）又は事業を営む個人をいう。 (8) 略</p> <p><b>別表（第2条関係）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">根拠法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄科学技術大学院大学 学園</td> <td>沖縄科学技術大学院大学学園法（平成21年法律第76号）</td> </tr> <tr> <td>沖縄振興開発金融公庫</td> <td>沖縄振興開発金融公庫法（昭和47年法律第31号）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	根拠法	沖縄科学技術大学院大学 学園	沖縄科学技術大学院大学学園法（平成21年法律第76号）	沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和47年法律第31号）	<p>(定義) <b>第2条 略</b> (1)～(6) 略 (7) 事業者 事業を営む法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等</u>をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）又は事業を営む個人をいう。 (8) 略</p>
名称	根拠法						
沖縄科学技術大学院大学 学園	沖縄科学技術大学院大学学園法（平成21年法律第76号）						
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和47年法律第31号）						

外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）
株式会社日本貿易保険	貿易保険法（昭和25年法律第67号）
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）
国立大学法人	国立大学法人法（平成15年法律第112号）
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
日本銀行	日本銀行法（平成9年法律第89号）
日本司法支援センター	総合法律支援法（平成16年法律第74号）
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成9年法律第48号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和29年法律第205号）
日本年金機構	日本年金機構法（平成19年法律第109号）
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）
放送大学学園	放送大学学園法（平成14年法律第156号）
預金保険機構	預金保険法（昭和46年法律第34号）

## (3) 伊達市個人情報保護条例（第3条関係）

改正案	現 行
<p>(定義)</p> <p><b>第2条 略</b></p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 事業者 事業を営む法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等</u>をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）又は事業を営む個人をいう。</p> <p>(8) 略</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条 略</b></p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 事業者 事業を営む法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び別表に掲げる法人</u>をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）又は事業を営む個人をいう。</p> <p>(8) 略</p>

## 別表（第2条関係）

名称	根拠法
<u>沖縄科学技術大学院大学 学園</u>	<u>沖縄科学技術大学院大学学園法（平成21年法律第76号）</u>
<u>沖縄振興開発金融公庫</u>	<u>沖縄振興開発金融公庫法（昭和47年法律第31号）</u>
<u>外国人技能実習機構</u>	<u>外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）</u>
<u>株式会社国際協力銀行</u>	<u>株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）</u>
<u>株式会社日本政策金融公庫</u>	<u>株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）</u>
<u>株式会社日本貿易保険</u>	<u>貿易保険法（昭和25年法律第67号）</u>
<u>原子力損害賠償・廃炉等 支援機構</u>	<u>原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）</u>
<u>国立大学法人</u>	<u>国立大学法人法（平成15年法律第112号）</u>
<u>大学共同利用機関法人</u>	<u>国立大学法人法</u>
<u>日本銀行</u>	<u>日本銀行法（平成9年法律第89号）</u>
<u>日本司法支援センター</u>	<u>総合法律支援法（平成16年法律第74号）</u>
<u>日本私立学校振興・共済 事業団</u>	<u>日本私立学校振興・共済事業団法（平成9年法律第48号）</u>
<u>日本中央競馬会</u>	<u>日本中央競馬会法（昭和29年法律第205号）</u>
<u>日本年金機構</u>	<u>日本年金機構法（平成19年法律第109号）</u>
<u>農水産業協同組合貯金保 険機構</u>	<u>農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）</u>
<u>放送大学学園</u>	<u>放送大学学園法（平成14年法律第156号）</u>
<u>預金保険機構</u>	<u>預金保険法（昭和46年法律第34号）</u>

伊達市個人情報保護条例の一部を改正する条例（令和3年条例第20号）の概要

1 改正の趣旨

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正に伴い、伊達市個人情報保護条例について、所要の条例改正を行うものであります。令和3年第3回伊達市議会定例会において議決を得、令和3年9月28日に令和3年条例第20号として公布済み。

2 改正の内容

当該法律の条項の繰下げに伴い引用条項を改めるほか、デジタル庁の創設に伴い情報提供等記録の提供先の主務大臣を総務大臣から内閣総理大臣に改めます。

3 伊達市個人情報保護条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p><b>第32条</b> 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、<u>内閣総理大臣</u>及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)) に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p><b>第32条</b> 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、<u>総務大臣</u>及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)) に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>